

【 学修の成果に係る評価に当たっての基準 】

◇ 学則（大学院）より該当条文を抜粋。

(単位の認定)

第20条 履修した授業科目の単位認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告の成績によって行うものとし、毎学期、又は学年末に行う。

- 2 前項の成績は、S・A・B・C及びFの評語で表わし、S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。
- 3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

◇ 至学館大学教学に関する規程より該当条文を抜粋。

(学業成績)

第16条 学業成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点に満たないものを不合格とする。ただし、前、後期試験が行われる科目については、前、後期試験とも受験した者に限り学業成績を評価する。

- ② 合格者には、学則に定めるところにより単位を付与する。
- ③ 教務委員会を経て学長が認めた授業科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。
- ④ 他大学等で履修した科目等を本学において評価する場合は、認定合格とする。
- ⑤ 本条第1項における評点と評語の関係は、次のとおりとする。

90点以上	秀
80～89点	優
70～79点	良
60～69点	可
60点未満	不可

- ⑥ 成績証明書は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「合」、「認」をもって表示する。
- ⑦ 再試験の成績は、「可」又は「不可」とする。
- ⑧ 無記名の答案は無効とする。

(経過措置)

本規程は、令和4年度第1学年入学生から適用し、令和4年3月31日現在において至学館大学の学生である者又は令和4年度及び令和5年度入学の編入学生については、なお従前の規程による。

◇ 至学館大学短期大学部教学に関する規程より該当条文を抜粋。

(学業成績)

第15条 学業成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点に満たないものを不合格とする。ただし、前、後期試験が行われる科目については、前、後期試験とも受験した者に限り学業成績を評価する。

- ② 合格者には、学則に定めるところにより単位を付与する。
- ③ 教授会において認められた科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。
- ④ 他大学等で履修した科目等を本学において評価する場合は、認定合格とする。
- ⑤ 前条第1項における評点と評語の関係は、次のとおりとする。

80～100点	優
70～79点	良
60～69点	可
60点未満	不可

- ⑥ 成績証明書は「優」、「良」、「可」、「合」、「認」をもって表示する。
- ⑦ 再試験の成績は、「可」又は「不可」とする。
- ⑧ 無記名の答案は無効とする。